

委員会提出第 1 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 3 月16日

提出者 議会運営委員会委員長 石川 明 男

(説明)

市の組織改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例（昭和31年9月府中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表厚生委員会の項中「市民部」を「市民協働推進部、市民部」に改め、「並びに生活環境部の所管する事項のうち市民活動及びコミュニティに関する事項」を削り、同表建設環境委員会の項中「都市整備部」を「生活環境部、都市整備部」に改め、「並びに生活環境部の所管に属する事項（市民活動及びコミュニティに関する事項を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。